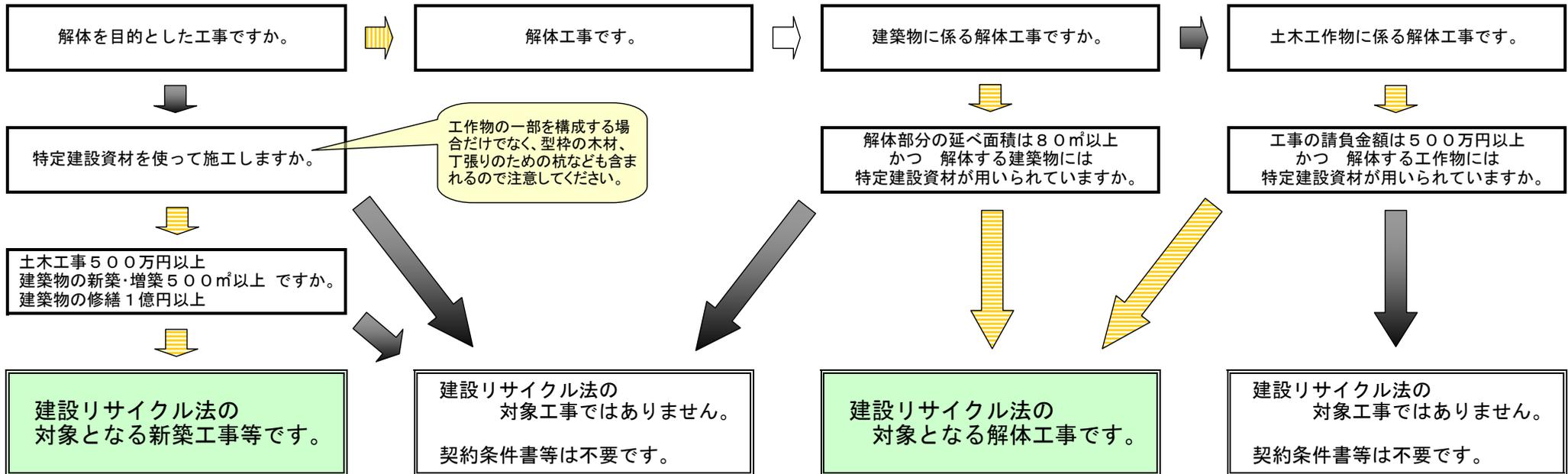


【 建設リサイクル法対象工事判定流れ図 】

YES

NO

NEXT



- 1 建設リサイクル法第12条に規定する「説明書」及び「分別解体等の計画等」を作成してください。
- 2 建設リサイクル法第13条第1項に基づく「契約条件書」を作成してください。
- 3 1で作成した「説明書」及び「分別解体等の計画等」について、契約を締結する前に書面を交付して担当課に説明をしてください。
- 4 2で作成した「契約条件書」の内容について、工事担当課で確認を受け、確認済みの付箋を貼付してもらってください。
- 5 「契約条件書」に付箋を付けたまま契約図書に綴り込み、契約準備室にお持ちください。

「建設資材」とは？

土木建築に関する工事に使用する資材をいいます。

「特定建設資材」とは？

建設資材のうち、政令で定める次の4つの建設資材をいいます。

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

「特定建設資材廃棄物」とは？

特定建設資材が廃棄物となったものをいいます。